

## 岩手県自動車継続検査用確認システム利用規約

### (目的)

第1条 この規約は、岩手県自動車継続検査用確認システム（以下「本システム」という。）を利用するために必要な事項を定めるものです。

### (規約への同意)

第2条 本システムは、この規約に同意することを前提に提供するものとし、利用の前に必ず本規約の内容を確認し、この規約に同意できない場合には利用することはできません。  
なお、本システムを利用する者は、本規約に同意したものとみなします。

### (本システムの利用内容)

第3条 岩手県（以下「県」という。）が課税した自動車税（種別割）について、継続検査又は構造等変更検査時に自動車税（種別割）納税証明書の提示を省略することができるか否かについて確認することができます。

### (本システムの利用条件)

第4条 本システムの利用ができる者は、継続検査を受けるために照会が必要な自動車の納税義務者本人又はその代理人です。  
2 利用者は、継続検査又は構造等変更検査を請け負っている自動車に限り、本システムを利用することができます。

### (利用者の責務)

第5条 利用者は、本システムが障害その他の理由により利用できなくなった場合には、他の方法による確認を行うこととし、このことを承知した上で本システムを御利用ください。

### (利用時間)

第6条 本システムは、原則として24時間利用することができます。ただし、定期点検や緊急の保守・点検を行う場合は、本システムの一部又は全部を停止することがあります。本システムの運用停止を行う場合は、県ホームページ等で事前にお知らせしますが、システム障害等で緊急を要する場合は、予告なしで停止することがあります。

(禁止事項)

第7条 本システムの利用に当たっては、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 利用条件を満たさない自動車について、本システムを利用すること。
- (2) 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- (3) 本システムの管理及び運営を故意に妨害、破壊すること。
- (4) 他者のプライバシーを侵害する行為、またはそのおそれのある行為をすること。
- (5) その他法令等に違反すると認められる行為をすること。

(禁止行為に対する防御措置)

第8条 県は、上記第7条に掲げる行為のいずれかに該当することが明らかな場合又は該当する行為があるとするに足りる相当な理由がある場合は、当該行為を行った利用者のシステム利用を停止する等必要な措置を行うことができるものとします。

(免責事項)

第9条 県は、利用者が本システムを利用したことにより発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して一切の責任を負いません。

- 2 県は、その裁量において、本システムの改修、運用停止又は中断等を利用者への予告なく行うことができることとします。また、これにより生じたいかなる損害に対して、一切の責任を負いません。
- 3 県は、利用者が使用するパソコンの障害、不具合、通信回線上の障害その他県の責めに帰さない理由による本システムの障害等により発生した利用者の損害及び利用者が第三者に与えた損害に対して、一切の責任を負いません。

(著作権)

第10条 本システムに含まれているプログラム及びその他著作物に関する著作権は、国際著作権条約及び日本国の著作権関連法令によって保護されています。本システムに含まれているプログラム及びその他著作物の修正、複製、改ざん又は販売等の行為を禁じます。

(個人情報の保護)

第11条 利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その保護を行うこととします。

(準拠法及び管轄)

第12条 この利用規約は日本の国内法に準拠するものとします。また、本システムの利用又はこの規約に関して県と利用者との間に生ずる全ての紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(利用規約の変更)

第13条 県は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとします。

この規約の変更後に利用者が本システムを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなします。